

JAIST 学術研究成果リポジトリ運用指針

〔平成 19 年 5 月 29 日
附属図書館運営委員会承認〕

改正 平成 20 年 6 月 11 日

改正 平成 21 年 10 月 29 日

改正 令和 7 年 9 月 25 日

（趣旨）

第 1 この運用指針は、JAIST 学術研究成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 リポジトリは、北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において作成された電子的な学術研究成果を収集し、恒久的に蓄積及び保存並びに学内外に無償で発信及び提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

（管理運用）

第 3 リポジトリの管理運用は、北陸先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）において行うものとし、管理運用に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会で決定するものとする。

（登録対象）

第 4 リポジトリに登録することができる学術研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 学術的価値を有するものであり、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

イ 学術論文

ロ 学位論文

ハ リサーチレポート

ニ テクニカルレポート

ホ JAIST Press 刊行物

ヘ その他の教育研究活動関連資料及びデータ

二 原則として、内外の学術機関等により公表されたものであること。

三 本学の役職員又は学生が、本学在籍中にその主要な部分を作成したものであること。ただし、在籍する役職員の本学採用前における学術研究成果で、附属図書館長が認めるものについては、この限りでない。

四 知的財産権に係る法令等の問題が生じないこと。

五 公開することについて問題が生じないものであること。

(登録者)

第5 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 本学に在籍する、又は在籍したことのある役職員及び学生
- 二 その他附属図書館長が認めた者

(登録手続)

第6 登録者は、登録システムを通じて自らが作成した、又は作成に関わった学術研究成果の登録を行うものとする。ただし、附属図書館は、著作者の依頼により、その登録手続を代行することができる。

(登録された学術研究成果の利用)

第7 附属図書館は、次に掲げる方法により、リポジトリに登録された学術研究成果を利用することができる。

- 一 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- 二 ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開し、電子的手段により送信すること。
- 三 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行うこと。

2 附属図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果の利用に当たり、前項各号に掲げる方法以外による利用は行わないものとする。

(学術研究成果の著作権及び利用許諾)

第8 学術研究成果の著作権が登録者にのみ帰属している場合、登録者は、附属図書館に対し、第7第1項に規定する方法により当該学術研究成果の利用を無償で許諾するものとする。

2 学術研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、附属図書館に対し、第7第1項に規定する方法により当該学術研究成果の利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。

3 学術研究成果の著作権が登録者以外の者に帰属している場合、登録者は、附属図書館に対し、第7第1項に規定する方法により当該学術研究成果の利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、この限りでない。

4 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、当該学術研究成果の著作権は附属図書館に移転されることなく、著作権者に留保されるものとする。

(エンドユーザーへの利用条件)

第9 リポジトリの利用者は、当該学術研究成果の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 利用しようとする学術研究成果が、リポジトリで公開する以前に、出版者等により公表されており、投稿規程又は出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合は、その条件に従うこと。
- 二 利用しようとする学術研究成果が、前号の適用を受けていない場合、著作権法

(昭和45年法律第48号)に規定する私的使用目的での複製、引用等の権利制限の範囲内で利用すること。

- 2 リポジトリの利用者は、前項各号の利用条件の範囲を超えて利用する場合には、事前に当該学術研究成果の著作権者から当該利用に係る許諾を得なければならない。

(学術研究成果公開の解除)

第10 附属図書館は、次に掲げる場合において、リポジトリに登録された学術研究成果の公開を解除することができる。

- 一 登録者が理由を付して公開の解除申請を行い、当該解除申請を附属図書館長が承認した場合
- 二 公序良俗に反する盗用又は剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、附属図書館長が公開の解除を決定した場合

(登録者の責任)

第11 登録された学術情報等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(その他)

第12 この指針に定めのない事項については、必要に応じて登録者及び附属図書館で別途協議することとする。

(実施時期)

第13 令和7年9月25日改正後の本運用指針は、令和8年4月1日から実施するものとし、当該実施日以降に登録するものから適用する。